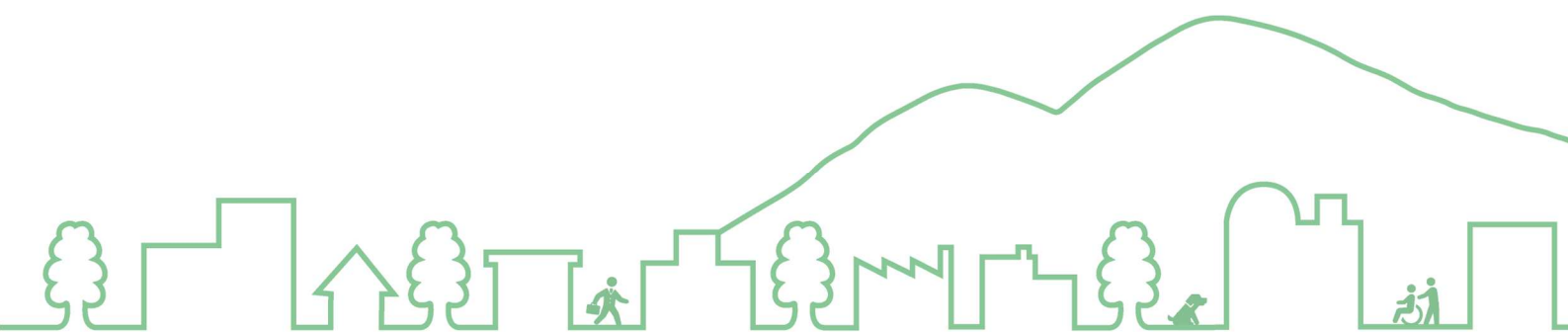


# 計画の基本構想





## 計画の概要

### 1. 計画の位置付け

総合計画では、長期的な視点でまちの将来像を描き、その実現のために必要な基本方針や政策・施策を示していきます。教育や福祉、産業、観光、都市整備など、あらゆる分野が対象であるとともに、行政だけでなく市民や地域団体、事業者等、すべての主体が共有するものであるという趣旨から、市の最上位の計画に位置付けています。

この計画を指針として、市民・地域団体・事業者・市が互いに協力し、創意工夫しながら着実にまちづくりを進めることで、私たちのまち香芝を、より一層、豊かで幸せに暮らせる持続可能なまちにしていきます。

### 2. 計画の構成と期間

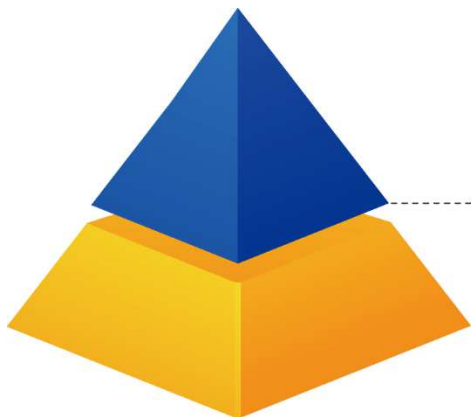
総合計画は「基本構想」と「基本計画」の2つから構成するものとします。

「基本構想」は、長期的な視点からのまちづくりの方針として、長期間の計画とし、「基本計画」は、達成すべき個別の目標とその実現のための道筋を明らかにした具体的な方針として、中期間で見直しを図っていけるような計画とします。

計画期間は「基本構想」が12年間、「基本計画」が4年ごとの3期（前期・中期・後期）で合計12年間とします。

なお、基本構想は、その趣旨と重要性に鑑み、策定及び変更については議会の議決を経ることが「香芝市総合計画基本構想の議決に関する条例」に定められています。

#### 【計画の構成イメージ】



**基本構想** 市のめざす将来像と政策方針を示す。

**基本計画** 基本構想に基づいて実施する政策ごとの施策の方向性を示す。

### 【計画の期間】

年度	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 9 (2027)	R 10 (2028)	R 11 (2029)	R 12 (2030)	R 13 (2031)	R 14 (2032)
基本構想 【12年】	基本構想											
基本計画 【4年】	前期基本計画				中期基本計画				後期基本計画			

## 3. 「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関係

「香芝市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）は、「人口減少克服・地方創生」という観点から取り組むべき施策をまとめた計画です。「人口減少克服・地方創生」は、これからのまちづくりに欠かすことのできない要素であることから、第5次総合計画は、総合戦略を包含して策定します。

総合戦略では、基本目標の達成に向けて、各施策を分野横断的に取り組むべき戦略として位置付け推進していきます。



## まちの将来像

### ■香芝市が目指す将来像（12年後のあるべき姿）

**笑顔をもっと 元気をずっと**  
～誰もが輝く多彩なまち カラフルかしば～

#### ◎まちの将来像に込める思い

笑顔と元気が“もっと”溢れ、“ずっと”続き、まちも人も“色とりどりに”輝き続けることができる香芝市を目指し、「笑顔をもっと 元気をずっと ～誰もが輝く多彩なまち カラフルかしば～」をまちの将来像として掲げます。

#### ◎住宅都市として発展してきた誇り

本市は、自然豊かな住環境と大都市へのアクセスのよさなどから住宅都市として発展し、全国的にもめずらしい「人口増加都市」として知られています。

この20年間で、人口は約1万5,000人増加<sup>4</sup>し、その増加率は奈良県内1位<sup>5</sup>を誇っています。

第4次総合計画で掲げたまちの将来像「笑顔と元気!! 住むなら かしば」で目指してきたとおり、笑顔と元気をキーワードに“将来に希望がもてるまち”として、多くの方に「香芝市」が定住先・転入先として選ばれてきたと言えます。

<sup>4</sup> 平成12年（2000年）3月末（63,523人）から令和2年（2020年）3月末（79,274人）の20年間で、15,751人増加。（住民基本台帳より）

<sup>5</sup> 平成12年（2000年）3月末から令和元年（2019年）12月末の約20年間の香芝市人口増加率は+25.7%であり、県内1位。

## ◎住みよい香芝のその先へ

しかし、平成31年(2019年)3月には、本市の人口は前年同月を下回るなど、これまでにない人口推移をたどり、今後、本格的な人口減少と少子高齢化の進行が懸念されているところです。

本市にとって重要な局面を迎えている今、時代とニーズに合わせ、柔軟に変わっていくこと、そして香芝ならではの魅力をプラスしていくことで、新しいステージへと進むことが求められています。

新しいステージの1つ目として、第4次総合計画の理念を受け継ぎ、住宅都市としての「暮らしやすさ」をさらに深め、もっと住みよい高品質の都市を目指していきたいと考えています。

そして2つ目として、「住む」だけにとどまらず、「働く」「遊ぶ」「活動する」「訪れる」など、多彩なまちの機能と魅力を発掘・創造していきたいと考えています。

そうすることで、香芝に関わるすべての人たちの多様な暮らし、多様な生き方を可能にし、人が集まり、活気あるまちにつながると信じています。



## まちづくりの方針

まちの将来像を実現するために、6つの基本的政策方針と1つの経営的政策方針を定め、施策を推進します。

### 基本的政策方針

#### 1. 未来を創造する子どもたちのために。(子育て・教育)

安心して子どもを産み育てることができる環境を整え、地域全体で子育てを支えていくまちを目指します。また、家庭、地域、学校などの連携・協働をさらに進め、子どもたちが等しく学び、豊かな心を育むとともに、力強く生き抜く力も育てる教育環境づくりに取り組みます。

政策		施策	
01	未来を創造する 子どもたちのために。 (子育て・教育)	01	妊娠期から乳幼児期の切れ目ない支援
		02	子育て支援の充実
		03	就学前教育・保育の充実
		04	学校教育の充実
		05	家庭・地域・学校の連携

#### 2. 健康で自分らしく過ごせる毎日のために。(健康・福祉)

高齢者や障がい者をはじめ、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい毎日を過ごすことができるまちを目指します。そのために、必要とする人に切れ目なく医療や支援を提供することができる体制を整備し、また健康の維持・増進を推進するとともに、コミュニティや世代間の交流、助け合いの仕組みづくりに取り組みます。

政策		施策	
02	健康で自分らしく 過ごせる毎日のために。 (健康・福祉)	06	地域福祉の推進
		07	医療提供体制の充実
		08	健康づくりの推進
		09	高齢者福祉の充実
		10	障がい者福祉の充実
		11	生活困窮者支援の充実

### 3. 誰もが等しく、生涯輝き続けるために。(人権・協働・文化)

市民一人ひとりがお互いの個性や価値観を認め合い、誰もが対等な立場で安心して暮らすことができるまちを目指します。また、文化や芸術、スポーツ、地域間交流等の活動を通じて、生涯にわたって心の豊かさを育むことのできる、「人と人」「人と地域」がつながる環境づくりを進めます。

政策		施策	
03	誰もが等しく、 生涯輝き続けるために。 (人権・協働・文化)	12	人権・多様性の尊重
		13	地域コミュニティの醸成・活性化
		14	文化芸術の振興・多文化共生
		15	生涯学習とスポーツ活動の充実
		16	歴史文化財の保存と継承・展開

### 4. まちの活力と魅力の向上のために。(産業・観光)

新規創業や企業立地、市内企業の活性化を推進し、商工業の振興及び雇用の拡大を図ります。また、持続可能な農業の振興や地産地消の推進、農商工の連携に取り組みます。加えて、本市の魅力ある観光資源の発掘やブラッシュアップ、情報発信を行っていくことで、交流人口を増加させ、地域経済の好循環の実現を目指します。

政策		施策	
04	まちの活力と魅力の 向上のために。 (産業・観光)	17	商工業の振興
		18	農業の振興
		19	観光の振興

## 5. まちと人の安全・安心のために。(安全・安心)

防災・減災や消防体制を充実させるとともに、市民が犯罪やトラブル、交通事故に巻き込まれることを未然に防ぐための取り組みを進めます。また、地域における自主防災組織の育成や市民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、市民、企業、関係機関が連携することで、まちの防災力を総合的に強化し、誰もが安全に安心して暮らせるまちを目指します。

政策		施策	
05	まちと人の安全・安心のために。 (安全・安心)	20	災害対策の強化
		21	生活安全対策の強化
		22	交通安全対策の強化

## 6. 自然と調和した快適で便利な暮らしのために。(自然・環境・都市基盤)

かけがえのない地球環境を守るため、自然と共生した緑豊かな都市空間を形成し、持続可能な美しいまちづくりを進めます。また、快適で便利な暮らしを実現するため、道路や上下水道など、さまざまなインフラ整備の充実を図るとともに、地域拠点の整備および公共交通ネットワークの強化に取り組めます。

政策		施策	
06	自然と調和した快適で便利な暮らしのために。 (自然・環境・都市基盤)	23	環境問題への取り組み強化
		24	自然環境・景観の保全
		25	良好な市街地・持続可能な公共交通ネットワークの形成
		26	生活基盤・地域拠点の整備・機能の充実
		27	道路整備の充実
		28	上水道の基盤強化
		29	下水道の整備



## 経営的政策方針

### 7. スマートでスリムな行政運営の確立のために。(行政経営)

総合計画を着実に実行していくとともに、公共施設の適正管理や財源の確保、組織の効率化・最適化を図り、健全で持続可能な行財政運営を行います。併せて、市職員の能力・資質の向上及び風通しのよい職場づくりを進め、組織の活性化に努めます。また、IoTやAI等の先端技術を活用し、市民のニーズを捉えたよりよい行政サービスや市政情報の提供を推進します。

政策		施策	
07	スマートでスリムな行政運営の確立のために。 (行政経営)	30	行財政運営の最適化
		31	歳入の確保と財源の創出
		32	情報とICTの利活用
		33	行政組織の活性化・組織力の強化



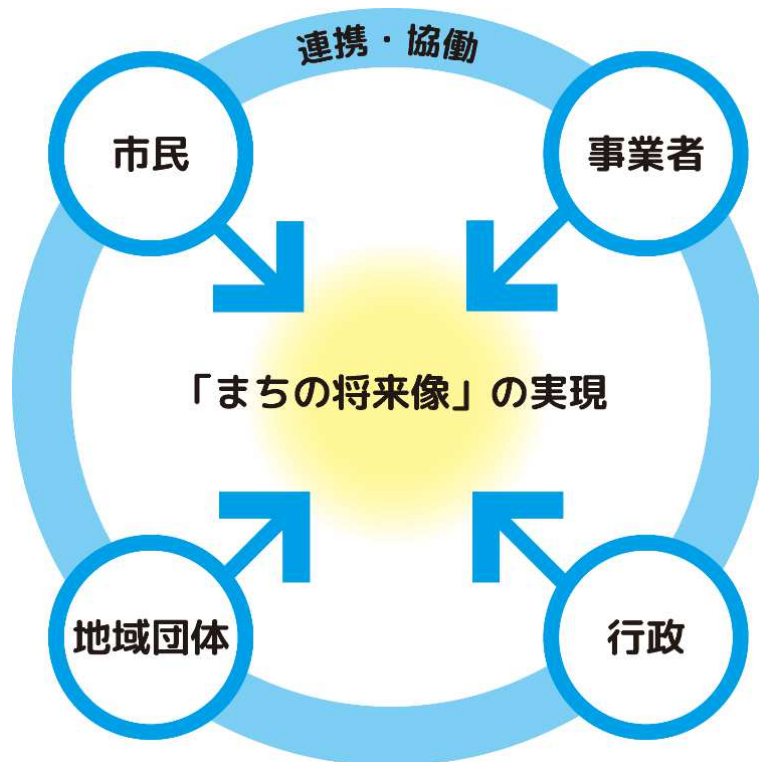
## 1. まちづくりの基本的な考え方

### ①協働によるまちづくりを推進します。

まちの将来像の実現には、市民・地域団体・事業者等の多様な主体が「協働していくこと」が必要不可欠です。地域における課題をともに考え、共有し、互いに尊重し合いながら、それぞれの特性を生かして、一体となってまちづくりを進めていきます。

そして、協働によるまちづくりを通して、地域をつくる主体としての意識を高めることで、市民満足度を一層向上させ、香芝市への愛着と誇りを醸成します。

#### 【多様な主体の連携・協働関係】



- ・市民＝個人市民
- ・地域団体＝団体市民（事業者以外の活動団体）
- ・事業者＝営利を目的に事業を行っている団体及び個人

◎協働とは、行政と市民、地域団体、事業者がそれぞれの役割をもって、力を合わせてまちづくりを進めていくことです。

## ②市民の目線に立った行政サービスを展開します。

市民から信頼される行政でなければ、協働によるまちづくりは実現できません。市民の負託を受けた公共の担い手として、市民目線での行政運営が求められています。

行政サービスの実施にあたっては、市民の想いに応えるという視点でニーズを的確に捉え、組織横断的に対応します。

## ③先端技術を活用しながら課題解決を図ります。

IoTやAI等の先端技術によって、市民の生活環境が向上するとともに、社会に役立つ新しい仕組みや価値が生み出され、都市としての成長力が高まることが期待されます。

社会的課題や地域課題の解決にあたっては、先端技術を積極的に活用していきます。

## ④広域化・民営化を推進します。

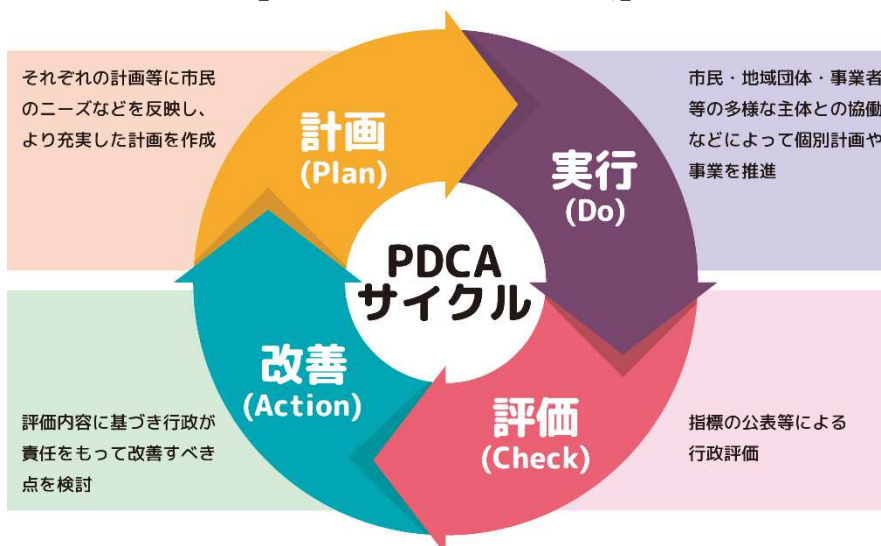
多様で質の高い行政サービスを持続可能な方法で提供できるよう、市の自主性、自立性を尊重しながらも、必要に応じて近隣自治体との連携を図ります。また、民間が持つノウハウ・技術も幅広く取り入れながら、施策・事業を進めます。

# 2. 行政経営の基本的な方針

## ①効果的・効率的な「行政経営」を推進します。

複雑・多様化する行政需要すべてに対応することは容易なことではありません。財源や人員等の限られた行政資源や地域資源を効果的・効率的に活用するため、将来を見据えた持続可能な行政運営を目指すとともに、PDCAサイクルの循環による継続的な検証と改善を図り、計画的な行政経営を進めます。

【PDCAサイクルイメージ図】



## ②業務の成果を「見える化」します。

計画目的の達成状況をわかりやすく「見える化」するため、達成具合を量ることのできる指標を設定し、日々業務の指針として位置付けます。また、定期的に把握した数値を公表することで、市民と行政が、まちづくりの進捗度合いを共有できるようにします。

## ③政策間連携を推進します。

近年、市民のニーズは多様化し、さまざまな要素が関連しているため、従来の単独の部局による「縦割りの体制」では対応しきれない課題や、現在の事務分掌では対応していない新たな課題が現れることがあります。

そのため、こういった課題の一面だけを捉えて個別に対応するのではなく、複数の施策を相互に関連付け、部局間で連携して、課題解決を図ります。

## ④職員・組織の活性化に取り組めます。

人口が減少傾向となり、本市にとって重要な局面を迎えている今、よりよい行政サービスを生み出し、まちづくりの目標を達成していくためには、職員一丸となって取り組まなければなりません。

職員一人ひとりが市民の視点で考え、課題解決に向けた発想力と常に改革・改善に取り組む意識を醸成するとともに、お互いを認め合い、職員の能力が十分に発揮されるようさらなる組織の活性化を図ります。



## 危機事象が発生した場合について

### 1. 事業実施方針

大規模災害や新たな感染症等の危機事象が発生した場合には、第5次総合計画（基本構想・基本計画）のほか、各法定計画（地域防災計画、国民保護計画、新型インフルエンザ等対策行動計画）等に基づき、応急対策から事後対策まで、危機対応の取り組みを進めていきます。

しかしながら、第5次総合計画における基本計画は、平時を前提に施策の方向性を示しているものであり、危機事象の影響による著しい状況変化が発生した場合においても、一律に計画どおりに事業を推進していくものではありません。こうした場合においては、計画における事業の一時停止、中止、または計画に記載のない事業の緊急的实施等、必要に応じて判断することとなりますが、基本構想に示す「まちの将来像」や「まちづくりの方針」の考え方から逸脱することなく、取り組みを進めていきます。

以上のことを踏まえながら、危機対応にあたっては、下記4つの取り組みを基本として進めていくこととします。

- ①市民の生命及び健康の保護
- ②市民の生活基盤の安定と心身のケア
- ③インフラ整備等、原状の回復
- ④市民経済の復興

### 2. 予算方針

危機対応を迅速に実行するため、必要に応じて当該年度の当初予算の見直し、組み換えを検討します。

その際には、危機事象の影響により実施することができなくなった事業の予算だけでなく、事業の全部もしくは一部の見直し、または中止することができる事業がないか等を十分に精査し、可能な限り危機対応の取り組みに関する予算へシフトすることとします。

### 3. 総合計画の見直し等

危機対応の取り組みを優先的に進める中で、第5次総合計画の進捗が滞った場合は、危機事象が収束した段階で、基本計画（主な取り組み・目標値・実施する主な事業）の見直しを行うとともに、危機事象への対応の中で、新たに必要となった事業の追加等を行うこととします。